

「消防力の整備指針」の改正検討事項

～東日本大震災を踏まえた見直し～

資料6

非常用消防自動車等の整備

- 東日本大震災では、多くの消防車両が被災(10消防本部において津波により64車両が全損)し、非常用消防自動車等を保有している消防本部では、被災車両の代替として運用したほか、消防団車両を借用した消防本部もあった。
- 大規模災害発生時等に、消防本部の総力をもって災害対応に当たるには、発災とともに人員(非常招集職員)、車両等の消防力を早期に確保することが重要

➤ 現行の消防力の整備指針では、「地域の実情に応じて配置」することとされているが、基準的な必要数について規定する必要があるのではないか。

大規模災害に対応する資機材等の整備

東日本大震災では、がれきや浸水により消防車両が火災現場近くまで進入できないため、可搬消防ポンプの活用や人力による長距離のホース延長が行われた。

- 可搬消防ポンプの必要性、基準的な必要数について規定する必要があるのではないか。
- また、大規模災害発生時において必要となる資機材の備蓄等について規定する必要があるのではないか。

特殊災害に対応する資機材等の整備

東日本大震災では、福島第一原子力発電所事故や石油コンビナートの火災が発生し、多くの被害が発生した。

- NBC災害や石油コンビナート災害等の特殊災害に対応するための車両、資機材のあり方について規定する必要があるのではないか。

消防庁舎・消防団屯所の耐震化及び代替施設の整備

東日本大震災では、地震及び津波により、消防庁舎に大きな被害が発生し、庁舎被害の少ない署所への拠点移動や、公共施設を代替場所として対応した。

- 現行の消防力の整備指針では、消防本部と署所について、庁舎の耐震性及び非常電源設備等の設置が規定されているが、消防団の施設についても規定する必要があるのではないか。
- また、庁舎(消防本部・署所・消防団施設)の代替施設のあり方についても規定する必要があるのではないか。

「消防力の整備指針」の改正検討事項 ～社会情勢等の変化に対応した見直し～

石油コンビナート等災害防止法施行令との整合

石油コンビナート災害防止法に規定する特定事業所がある場合は、3点セット(大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車)を配置することになっているが、大型化学高所放水車があれば、泡原液搬送車と2点セットでも可能と考えられる。(石油コンビナート災害防止法施行令において代替措置に掲げられているもの)

- 石油コンビナート災害防止法施行令との整合を図る必要があるのではないか。

救急需要の増加に伴う救急自動車の基準

救急自動車は、人口規模に応じた数を基準とし、昼間人口及び1世帯当たりの人口、出動状況等を勘案した数を配置することになっているが、多くの市町村において人口規模に応じた基準よりも出動状況等を勘案し、多くの救急自動車を配備している。

- 増加傾向にある救急出動件数や救急自動車の保有実態等を踏まえ、基準数を見直す必要があるのではないか。

消防用自動車等の「乗り換え運用」の考え方

一の消防隊が複数の消防車両を担当し、災害の状況や出動指令内容に応じて、いずれか一台に乗車し出動する運用(以下、「乗り換え運用」という。)は、原則2台(特殊車等を除く)とされている。しかし、実態としては、災害の発生頻度等を考慮し、災害活動に支障のない範囲で、2台以上の乗り換え運用を行っている消防本部が多数存在する。

- 実態に照らし、「乗り換え運用」の考え方を見直す必要があるのではないか。

消防団の人員の総数についての考え方

市町村が整備すべき、消防団の人員の総数は、①消防ポンプ自動車等の運用に必要な団員数、②大規模災害時の避難誘導に必要な団員数、③自然災害の発生の蓋然性等を勘案し必要な団員数の合算数により求められる。しかし、この算定方法による総数は、市町村の条例定数や現員数よりも多い。

- 整備目標として適正な人員総数となるよう算定方法を見直す必要があるのではないか。